

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の納付が困難な方に対する減免制度

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った世帯、あるいは、感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、次の例のような場合に、国民健康保険税を減免する制度があります。該当すると思われる場合は、申請が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【減免対象】

令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

◇ケース1

あなたの世帯の主に生計を維持する方が亡くなられた、または重篤な傷病※を負われた場合

全額免除

※ 重篤な傷病 … 1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合

◇ケース2

あなたの世帯の主に生計を維持する方の収入が減った場合

減った収入の内容が
 ・ 事業収入
 ・ 給与収入
 ・ 不動産収入
 ・ 山林収入
 のいずれかに

あてはまる

あてはまらない

減った収入の今年の年間収入見込額は、前年の収入額と比べ

3割以上減った

3割は減っていない

前年の合計所得金額が

1000万円以下である

1000万円を超えている

減った収入以外の種類の前年の所得の合計額が

400万円以下である

400万円を超えている

保険税の減免は
ありません

減免の対象ですので裏面をご覧ください

お問い合わせ先

草津市役所 税務課 諸税管理係

電話 077-561-2308

※平日 8:30~17:15

FAX 077-561-2479

表面で減免対象に該当した方の減免額は下記のとおり算出されます。

減免額の計算式

$$\text{対象保険税額} \times \text{減免割合} = \text{保険税減免額}$$

対象保険税額の求め方

$$\text{対象保険税額} = A \times B / C$$

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその所得の合計額)
- C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

減免割合の求め方

減免割合は以下の表による

主たる生計維持者の前年の合計所得金額等	減額又は免除の割合
主たる生計維持者の事業等の廃止や失業	全部(10分の10)
300万円以下であるとき	全部(10分の10)
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※新型コロナウイルス感染症の影響により会社都合で離職した方で、雇用保険の特定受給資格者もしくは特定理由離職者に該当する方は、本減免ではなく、非自発的失業者の保険税軽減を適用します。非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれる場合は、本減免についても減免の対象になります。

お問い合わせ先
草津市役所 税務課 諸税管理係

電話 077-561-2308
※平日 8:30~17:15
FAX 077-561-2479